

貯金等との誤認防止の措置

投資信託について（窓口では、投資信託をご案内しております）

東びわこ農業協同組合

1. 投資信託は、貯金ではありません。
2. 投資信託は、貯金保険の対象ではありません。
3. 投資信託は、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には、このほかに為替変動もあります）ので、基準価格は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
4. 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者が負うこととなります。
5. 投資信託は、投資者保護基金の支払い対象ではありません。
6. 当組合は、投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社（外国籍投資信託の場合には、管理会社）が行います。
7. お申込の際には、必ず契約締結前交付書面、投資信託説明書（目論見書）の内容を十分にご確認願います。

投資勧誘、顧客管理等に関する系統内規則第6条第3項

信用事業に関する命令第12条第3項に基づく公示事項